

2010年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

申し入れ書

民主党熊本県総支部連合会
代表 参議院議員 松野 信夫

申入事項

荒瀬ダムについては、去る3月24日に国土交通省九州地方整備局宛に提出した平成22年4月1日以降の水利使用許可の申請を取下げるとともに速やかにダム撤去に向けた取組を進めること

申入理由

熊本県知事の行った上記申請は、長年のダム被害に苦しむ地域住民の声を無視するものであるし、またいたずらにダム撤去の時期を遅らせる結果になりかねない。詳細は以下に述べるとおりである。

- 1 球磨川漁協の同意がないままでの水利使用許可は極めて困難である。
現在施行中の荒瀬ダム（藤本発電所）水利使用規則は平成15年3月26日付けで定められ、その許可期限は本年3月31日とされ、許可期限の到来で失効すると決められている（7条、19条）。したがって3月末日には間違いなく水利権が失効する。
熊本県は、許可期限以前に手続きをとっておれば許可ないし不許可の決定が出るまで取水が出来ると考えていたようである。この考え方は、通常の水利用更新の場合には妥当するが、平成15年3月時点では、ダム撤去を前提として3月末には失効するという特別な水利使用規則であり、妥当しない。このことは国交省から昨年来何度も指摘されてきたことである。
- 2 球磨川漁協の同意がないと、2年間空転する可能性が高い。
熊本県は、水利使用許可を得て2年間発電を行ってダム撤去費用の一部に充当したいと球磨川漁協に要請しているが、これは多くの県民の声を無視するものであるし、球磨川漁協も拒否の姿勢を示している。

球磨川漁協の同意がないままで熊本県が水利使用許可手続きをとると、国交省としては球磨川漁協について補償が必要かどうか調査検討する。これについて当然、漁協への被害実態調査を実施しなければならず、これだけで相当期間が必要となる。

その調査検討の結果、補償が必要となるとすれば社会資本整備審議会に諮問して審議してもらう必要がある。この審議結果を受けてその補償金額を提示し、漁協が同意すれば熊本県の支払いを受けて手続きが進められる。しかし現状ではどうして漁協が同意する状況にはないことから、熊本県収用委員会で審議をして決定をしてもらう必要がある。

こうした経過で補償金額を決定して支払ってもらう必要があるので、相当の長期間を必要とすることは間違いない。仮に収用委員会まで進むとなれば更に長期間がかかる。この間は取水もできないため発電することもできないから、熊本県が目論む売電の利益を確保することはできない。

- 3 今後、ダム撤去着工に向けた作業設計書確定までもに長期間が必要である。
これまでの熊本県荒瀬ダム対策検討委員会での検討で、土砂処理方法、ダム撤去工法、環境モニタリング方法などはほぼ確定している。今後は、実際に作業に当たるための作業設計書が必要となる。そのためには当然、入札が必要であり、入札の結果設計業者を確定し、設計書の作成までもに相当の期間が必要である。水利使用許可にこだわるあまり、結果的に実際のダム撤去着工が遅れるおそれが強いと言わざるを得ない。

- 4 荒瀬ダム撤去問題については、蒲島知事が当選直後に撤去方針の見直しを表明して以来、住民の不安や不信が募っており、こうした不安などを解消するには知事自身が明確な姿勢を表明することが最も大事なことである。私たち民主党熊本県連も、知事がダム撤去に向けて速やかに手続きとるのであれば、財政面をはじめ様々な支援を惜しまない覚悟である。

以上